学　則

学校法人　三幸学園

大　阪　こ　ど　も　専　門　学　校

学校法人三幸学園　大阪こども専門学校　学則

第１章　　総則

（目的）

第１条　　本校は、学校教育法及び児童福祉法に基づき、教育・社会福祉専門課程を設置し、　保育士、児童福祉等に必要な知識、技術及び技能を教授し、保育士の養成をはじめ、乳児童福祉業界に貢献する人材育成を目的とする。

（名称）

第２条　　本校の名称は、大阪こども専門学校とする。

（位置）

第３条　　本校の位置は、大阪府大阪市淀川区西中島 5 丁目 7 番 23 号に置く。

第２章　　課程、学科、修業年限及び定員並びに休業日等

（課程、学科、修業年限及び定員等）

第４条　　本校の課程、学科及び修業年限並びに定員は次のとおりとする。

課程名	学科名	昼夜別	修業年限	入学定員	総定員
教育・社会福祉専門課程	こども総合学科	昼	3 年	200 人	600 人
教育・社会福祉専門課程	保育科	昼	2 年	111 人	222 人
合計				311 人	822 人

２．在籍期間は、修業年限の２倍を超えることはできない。

（学年、学期）

第５条　　本校の学年は、４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

２．前項の学年を次の２学期に分ける。

前期　４月１日から９月３０日まで

後期　１０月１日から翌年３月３１日まで

３．教育上必要があるときは、校長の判断により期間の変更をできるものとする。

（休業日）

第６条　本校の休業日は次のとおりとする。ただし、校長は、特に必要があると認める場合は、休業日を変更することができる。

（１）　土曜日、日曜日

（２）　国民の祝日に関する法律に規定する日

（３）　夏季休業（７月下旬から８月下旬までの約１か月間）

（４）　冬季休業（１２月下旬から１月上旬までの約２週間）

（５）　春季休業（３月中旬から４月上旬までの約３週間）

（６）　学園創立記念日（６月１０日）。ただし、休業日は６月第１金曜日とする。

２．教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、前項の規定にかかわらず、休業日に授業及び実習を行うことがある。

３．非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第３章　教育課程、授業時数、単位等

（教育課程、授業時数及び単位数）

第７条　本校の教育課程、授業時数及び授業単位数等は、別表１－１，２，３のとおりとする。

２．別表１－１，２，３に定める授業時数の１単位時間は５０分とする。

３．各学科の教育課程は１年間で８００単位時間以上を設定するものとする。

４．教育上有益と認める場合は、他学科の授業科目を履修することができるものとする。

５．各学科にて卒業までに履修させる授業時数及び生徒が１年間に履修する授業科目として登録することができる単位数の上限は別表１－１，２のとおりとする。

（授業の方法）

第８条　本校における授業は、講義、演習、実技、実習のいずれか、又はこれらの併用により行うものとする。

２．本校は、文部科学大臣が定めるところにより、授業を多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室以外の場所で履修させることができるものとする。

３．前項の授業の方法による授業科目の履修は、当該専門課程の修了に必要な総単位数の４分の３を超えないものとする。ただし、保育科については、３０単位を超えないものとする

（単位の基準）

第９条　本校の授業科目の単位数は、１単位の授業科目を４５時間の学修を必要とする内容をもって構成することを基準とし、授業方法に応じ当該授業による教育効果及び授業時間外に必要な学修等を考慮し、次の基準にて計算するものとする。

（１）講義及び演習科目については１５から３０単位時間の授業をもって１単位とする。

（２）実技及び実習科目については３０から４５単位時間の授業をもって１単位とする。
（３）授業科目について、講義、演習、実技、実習のうち２以上の方法の併用により行う場合については、前２号の組み合わせに応じ、学修の内容をもって個別に単位を定めるものとする。

（成績評価）
第１０条　授業科目の成績評価は、試験、レポート、履修状況等を総合的に勘案して行う。
２．前項の成績評価は、出席時数が授業時数の３分の２に達しない者は、その科目について評価を受けることができない。ただし、実習についてはこの限りではない。
３．成績不良の科目については、追試験及び再試験を実施できる。追試験及び再試験に関して必要な事項は別に定める。

（入学後の他の教育施設等における授業科目の履修等）
第１１条　教育上有益と認めるときは、生徒が行う他の専修学校の専門課程における授業科目の履修並びに大学又は短期大学における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該専門課程の修了に必要な総単位数の２分の１を超えない範囲で、本校における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができるものとする。
２．前項の規定は、生徒が本校の承認を受けて、外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。
３．保育科については、他の指定保育士養成施設において修得した単位のみ、３０単位を超えない範囲で、当該専門課程における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

（入学前の授業科目の履修等）
第１２条　教育上有益と認めるときは、生徒が当該専門課程に入学する前に行った専修学校の専門課程における授業科目の履修並びに生徒が当該専門課程に入学する前に行った大学又は短期大学における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本校における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができるものとする。
２．前項により与えることができる単位数は、前条により与える単位数と合わせて、当該専門課程の修了に必要な総単位数の２分の１を超えないものとする。
３．保育科については、他の指定保育士養成施設において修得した単位のみ、前条第３項により履修とみなす単位数と合せて３０単位を超えない範囲で、当該専門課程における授業科目の履修により修得したものをみなすことができる。

（始業、終業）
第１３条　本校の始業及び終業の時刻は、９時から１７時５０分までとする。
２．前項の規定にかかわらず校長が必要と認めたときは、時刻を変更して授業を行うことがある。

第４章　　教職員組織等

（教職員組織）

第１４条　本校に次の教職員を置く。

（１）　校長　　１人

（２）　教員　　専任教員と兼任教員を置くことができる。

課程	専任	合計
教育・社会福祉専門課程	10 人以上	18 人以上
合計	10 人以上	18 人以上

（３）　事務職員　　１人以上

（４）　学校医　　１人

２．校長は校務をつかさどり、所属教職員を監督する。

３．その他、校長の職務を助けるため、副校長を置くことができる。副校長は、校長を補佐し、所属教職員を監督する。

４．その他、必要に応じて助手を置くことができる。助手は教員の下で、業務に従事する。

（学校評価）

第１５条　本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行い、その結果を公表するものとする。

２．本校は自己評価結果を踏まえ、本校の関係者等による評価（以下「学校関係者評価」という。）を行い、その結果を教育活動等に活用するとともに公表するものとする。

３．前２項に定める自己評価及び学校関係者評価の実施並びに結果の公表について必要な事項は、別に定める。

（教育課程編成委員会）

第１６条　本校の教育課程の編成（授業科目の開設や授業内容･方法の改善･工夫等を含む。以下同じ。）にあたっては、教育課程編成委員会での審議を通じて示された企業等の要請その他の情報・意見を十分に活かし、実践的かつ専門的な職業教育を実施するにふさわしい教育課程の編成に努めるものとする。

第５章　　入学、休学、退学及び卒業等

（入学資格）

第１７条　本校の入学資格は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（１）　高等学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校を卒業した者
（２）　学校教育法第９０条第１項に規定する通常の課程による１２年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）
（３）　外国において、学校教育における１２年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
（４）　文部科学大臣が、高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
（５）　修業年限が３年以上の専修学校高等課程を修了した者
（６）　文部科学大臣の指定した者
（７）　高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む）
（８）　学校教育法第９０条第２項の規定により大学に入学した者であって、本校において、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めた者
（９）　本校において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めた者で、１８歳に達した者

（入学時期）
第１８条　本校の入学時期は、毎年４月とする。

（入学手続き、入学許可）
第１９条　本校の入学手続きは、次のとおりとする。
（１）本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書に必要事項を記載して第３５条に定める入学検定料及び必要書類を添えて指定期日までに出願しなければならない。
（２）前号の手続きを終了した者に対して入学選考を行い、合格者を決定する。
（３）合格の通知を受けた者は、保証人連署の誓約書・保証書・同意書その他必要な書類に所定期日までに別表２－１に定める入学金を添え、手続きを取らなければならない。
（４）校長は、前項の手続きを完了した者に入学を許可する。
（５）所定の期日までに入学手続きを取らなかった者は合格を取り消す。

（保証人）
第２０条　保証人は、父母又は親族、あるいはこれに準ずる独立の生計を営む者で保証人としての責務を果すことができる者でなければならない。
２．保証人は、保証する生徒の在学中の行為及び身上について、本人と連帯して一切の責任を負うものとする。
３．保証人は、学則に定めた保証する生徒の在学中に支払うべき納付金（授業料、施設設備費、教材実習費）の納付について、本人と連帯して支払うことを保証するものとする。

４．保証人に転居、転籍等があったときは、速やかにその旨を届出なければならない。
５．保証人がその資格を失ったときは、新たに保証人を選定して届出るとともに、あらためて誓約書・保証書・同意書を提出しなければならない。

（転入学、編入学）
第２１条　本校への転入学･編入学を願い出る者があるときは、教育上支障がない限りにおいて、選考の上、校長が許可することができる。
２．転入学・編入学に関して必要な事項は、別に定める。

（転科）
第２２条　本校に在学中の者で転科を希望する者があるときは、教育上支障がない限りにおいて、既に履修した授業科目、単位数等を考慮し、校長が許可することができる。
２．転科に関して必要な事項は、別に定める。

（休学、復学）
第２３条　生徒が疾病、その他やむを得ない事由によって欠席する場合は、学期を単位として保証人連署の届出により、校長の許可を得て休学することができる。
２．休学は当該年度末までとする。ただし、特別の事情がある場合は、願い出により１か年に限り延長を認めることがある。
３．休学期間は、第４条に示す修業年限に含めない。
４．第１項の者が、復学しようとする場合は、校長の許可を受けて学期の始めに限り復学することができる。
５．休学及び復学に関して必要な事項は、別に定める。

（出席停止）
第２４条　校長は、学校保健安全法等に基づき、生徒が感染症にかかり又はその疑いがあるとき、その他必要があると認めるときはその生徒に対して出席停止を命ずることができる。

（退学）
第２５条　退学をしようとする者は、その事由を記し、保証人連署の上、校長の許可を受けなければならない。
２．退学に関して必要な事項は、別に定める。

（除籍）
第２６条　校長は、次の各号のいずれかに該当する生徒を除籍することができる。
（１）正当な理由なく、かつ、所定の手続きを行わず、授業料等を滞納し、その後においても納入の見込みがないと認めた者
（２）休学期間を超えてなお復学できない者
（３）入学手続き完了者で、就学意志がない者
（４）死亡した者又は不明となった者

（単位の認定及び時期）

第２７条　授業科目修了の認定は、平素の成績及び試験等による。ただし、実技並びに実習、演習等については平素の成績のみによって認定することができる。

２．単位認定の時期は学期末又は学年度末とする。

（卒業の認定及び時期）

第２８条　本校に修業年限以上在学し、所定の単位を修得し校長に卒業を認められた者に、卒業の認定を行う。

２．前項に定める所定の単位は、卒業要件として以下のとおりとする。

（１）卒業要件単位数は、３１単位に当該学科の修業年限相当数を乗じた単位数以上とする。

（２）卒業に必要な要件については、別表１－１，２のとおりとする。

３．課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与する。

４．卒業の時期は、３月又は９月とする。

５．修業年限以上在学し、卒業要件を満たすことができない者は卒業延期者とする。

（称号の授与）

第２９条　前条により課程を修了した者には、次のとおり専門士の称号を授与する。

学科名	専門士の称号	告示
こども総合学科	教育・社会福祉専門課程	平成28年2月29日告示
保育科	教育・社会福祉専門課程	平成26年1月28日告示

（資格の取得）

第３０条　保育科において保育士資格を取得しようとする者は、第２７条の規定によるほか、児童福祉法及び同法施行規則の規定により厚生労働大臣の定める授業科目及び単位を別表１－３に基づき修得しなければならない。

第６章　　科目等履修生、聴講生

（科目等履修生）

第３１条　本校において開設する授業科目に対し、本校生徒以外の者から特定の科目について履修申請があった場合には、本校の教育に支障がない限りにおいて、選考の上、科目等履修生として当該科目の履修を許可し、単位を与えることができる。

２．科目等履修生に関し必要な事項は別に定める。

（聴講生）

第３２条　授業の聴講を志願する者がある場合は、本校の教育に支障がない限り、これを許可することができる。

２．聴講生に関し必要な事項は別に定める。

第７章　　賞罰

（褒賞）

第３３条　成績優秀な者、又は他の模範となる行為があった者は、校長が褒賞することがある。

（懲戒）

第３４条　生徒が本校の学則、その他本校の定める諸規則を守らず、その本分を逸脱する行為があり教育上必要と認められる場合には、生徒に対し懲戒を加えることができる。

２．懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長が行うものとする。

３．前項の退学は次の各号の一に該当する者に対して行うものとする。

（１）性行不良で改善の見込みがないと認められる者

（２）学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

（３）正当な理由がなくて、出席が常でない者

（４）学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第８章　　納付金、その他

（納付金）

第３５条　本校の入学検定料、入学金、授業料等の納付金は別表２－１，２，３のとおりとする。

（納入及び納入の特例）

第３６条　生徒がその在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料等納付金を所定の期日までに納入しなければならない。

２．生徒は休学又は停学中であっても、授業料等納付金は納入しなければならない。ただし、休学を許可された者又は休学を命じられた者が、別に定めるところにより願い出た場合は、その期間に応じ、授業料等の全部又は一部を免除することがある。

３．特別の理由のある場合には、別に定めるところにより、授業料の全部又は一部を減免することがある。

４．別表２－１，２，３のほかに、実習費等の修学に関する費用を徴収する。

（納付金の還付）

第３７条　既に納入した授業料、入学金、入学検定料及びその他の学費は、原則としてこれを返還しない。ただし、入学前に入学辞退の意思表明をした場合は、入学金と入学検定料を除いた授業料等は返還する。

（退学者等の納付金納付義務）

第３８条　退学した者又は除籍処分となった者若しくは退学処分を受けた者も、当該学期分の授業料等納付金は納付しなければならない。

（健康管理）

第３９条　健康診断は、学校保健安全法の定めるところにより、毎年１回実施する。

２．健康診断、その他健康管理については別に定める。

第９章　　雑則

（改定）

第４０条　本学則は、改定することができる。

２．学則改定内容は、本校のホームページに掲載する方法により周知する。

（施行細則）

第４１条　この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附則

１．この学則は平成１９年４月１日より実施する

２．この学則は平成２３年４月１日より実施する

３．この学則は平成２５年４月１日より実施する

４．この学則は平成２６年４月１日より実施する

５．この学則は平成２７年４月１日より実施する

６．この学則は平成２８年４月１日より実施する

但し、平成２７年４月１日以前に入学し在籍している生徒については従前のものとする。

７．この学則は平成２９年４月１日より実施する

８．この学則は平成３１年４月１日より施行する。

ただし、第７条（教育課程、授業時数及び単位数）、第２３条（休学、復学）、第２８条（卒業の認定及び時期）第２項については、平成３１年３月３１日以前に入学した者にあっては、なお従前の例による。

９．この学則は令和２年４月１日より実施する。

（条文一部記載変更、こども総合学科教育課程の変更、納付金変更）

10. この学則は令和３年４月１日より実施する。
ただし、第７条（教育課程、授業時間数及び単位数）第１項については、令和３年３月３１日以前に入学した者にあっては、なお従前の例による。
（条文一部記載変更、保育科・こども総合学科教育課程の変更）
11. この学則は令和４年４月１日より実施する。
ただし、第７条（教育課程、授業時間数及び単位数）第１項については、令和４年３月３１日以前に入学した者にあっては、なお従前の例による。
（こども総合学科・保育科教育課程の変更）
12. この学則は令和４年５月１日より実施する。（目的の変更）
13. この学則は令和４年５月１日より実施する。（目的の変更）
14. この学則は令和５年４月１日より施行する。（第１１条と第１２条の条文変更）
15. この学則は令和６年４月１日より施行する。（保育科教育課程の変更）
ただし、第７条（教育課程、授業時間数及び単位数）第１項については、令和６年３月３１日以前に入学した者にあっては、なお従前の例による。
16. この学則は令和６年４月１日より施行する。（こども総合学科教育課程の変更）
ただし、第７条（教育課程、授業時間数及び単位数）第１項については、令和６年３月３１日以前に入学した者にあっては、なお従前の例による。

別表1-2　教育課程（カリキュラム）
学校名　　大阪こども専門学校
学科　　こども総合学科
該当　　2024年度入学生より

科目名	授業形態	必修選択	1年次		2年次		3年次		合計	
			単位数	単位時間数	単位数	単位時間数	単位数	単位時間数	単位数	単位時間数
情報処理	演習	選択	2	30					2	30
ペン字	演習	選択	1	30					1	30
基礎学力演習	演習	選択	2	30					2	30
未来デザインプログラムⅠ	演習	必修	2	30					2	30
英語	演習	選択	2	30					2	30
保育原理	講義	必修	2	30					2	30
教育原理	講義	必修	2	30					2	30
社会福祉	講義	選択	2	30					2	30
保育者論	講義	必修	2	30					2	30
保育の心理学	講義	選択	2	30					2	30
子どもの保健	講義	選択	2	30					2	30
子どもの食と栄養Ⅰ	演習	選択	1	30					1	30
健康	演習	選択	1	30					1	30
人間関係	演習	選択	1	30					1	30
環境	演習	選択	1	30					1	30
言葉	演習	選択	1	30					1	30
音楽表現Ⅰ	演習	必修	2	60					2	60
製作表現	演習	選択	1	30					1	30
保育製作Ⅰ	演習	必修	2	60					2	60
身体表現Ⅰ	演習	選択	1	30					1	30
乳児保育Ⅰ	講義	選択	2	30					2	30
障害児保育	演習	選択	2	60					2	60
地域支援実践Ⅰ	演習	選択	2	30					2	30
音楽表現Ⅱ	演習	選択	1	30					1	30
こどものうたⅠ	演習	選択	1	30					1	30
ホームルームⅠ	演習	選択	—	30					—	30
実習指導Ⅰ	演習	選択	2	60					2	60
保育観察実習	実習	選択	1	45					1	45
子どもの食と栄養Ⅱ	演習	選択			1	30			1	30
モチベーション・マネジメント	演習	選択			1	15			1	15
体育（講義）	講義	選択			1	15			1	15
子ども家庭福祉	講義	選択			2	30			2	30
子ども家庭支援論	講義	選択			2	30			2	30
社会的養護Ⅰ	講義	選択			2	30			2	30
子ども家庭支援の心理学	講義	選択			2	30			2	30
子どもの理解と援助	演習	選択			1	30			1	30
保育の計画と評価	講義	選択			2	30			2	30
乳児保育Ⅱ	演習	選択			1	30			1	30
子どもの健康と安全	演習	選択			1	30			1	30
社会的養護Ⅱ	演習	選択			1	30			1	30
子育て支援	演習	選択			1	30			1	30
教育相談	講義	選択			2	30			2	30
教育の方法と技術	演習	選択			2	30			2	30
音楽表現Ⅲ	演習	選択			2	60			2	60
音楽表現Ⅳ	演習	選択			2	60			2	60
言語表現	演習	選択			1	30			1	30
保育製作Ⅱ	演習	選択			2	60			2	60
身体表現Ⅱ	演習	選択			1	30			1	30
こどものうたⅡ	演習	選択			1	30			1	30
実習指導Ⅱ	演習	選択			2	60			2	60
ホームルームⅡ	演習	選択			—	30			—	30
表現	演習	選択			1	30			1	30
保育内容総論	演習	選択			1	30			1	30
地域支援実践Ⅱ	演習	選択			2	30			2	30
キャリアプランニングⅠ	演習	選択			1	15			1	15
保育実践演習	演習	選択					2	60	2	60
子どもの安全管理	演習	選択					1	30	1	30
子どもの文化	演習	選択					1	30	1	30
保育製作Ⅲ	演習	選択					2	60	2	60
音楽表現Ⅴ	演習	選択					2	60	2	60
音楽表現Ⅵ	演習	選択					2	60	2	60
プレゼンテーション	演習	選択					2	60	2	60
実習指導Ⅲ	演習	選択					1	30	1	30
実習指導Ⅳ	演習	選択					1	30	1	30
施設実習	実習	選択					1	45	1	45
保育実習Ⅰ（保育所）	実習	選択					2	90	2	90
保育実習Ⅰ（施設）	実習	選択					2	90	2	90
保育実習Ⅱ	実習	選択					2	90	2	90
保育実習Ⅲ	実習	選択					2	90	2	90
心理実践Ⅰ	演習	選択必修					2	60	2	60
心理実践Ⅱ	演習	選択必修					2	60	2	60
心理実践Ⅲ	演習	選択必修					2	60	2	60
心理実践Ⅳ	演習	選択必修					2	60	2	60
スポーツ実践Ⅰ	演習	選択必修					2	60	2	60
スポーツ実践Ⅱ	演習	選択必修					2	60	2	60
スポーツ実践Ⅲ	演習	選択必修					2	60	2	60
スポーツ実践Ⅳ	演習	選択必修					2	60	2	60
病児実践Ⅰ	演習	選択必修					2	60	2	60
病児実践Ⅱ	演習	選択必修					2	60	2	60
病児実践Ⅲ	演習	選択必修					2	60	2	60
病児実践Ⅳ	演習	選択必修					2	60	2	60
音楽実践Ⅰ	演習	選択必修					2	60	2	60
音楽実践Ⅱ	演習	選択必修					2	60	2	60
音楽実践Ⅲ	演習	選択必修					2	60	2	60
音楽実践Ⅳ	演習	選択必修					2	60	2	60
食育実践Ⅰ	演習	選択必修					2	60	2	60
食育実践Ⅱ	演習	選択必修					2	60	2	60
食育実践Ⅲ	演習	選択必修					2	60	2	60
食育実践Ⅳ	演習	選択必修					2	60	2	60
デザイン実践Ⅰ	演習	選択必修					2	60	2	60
デザイン実践Ⅱ	演習	選択必修					2	60	2	60
デザイン実践Ⅲ	演習	選択必修					2	60	2	60
デザイン実践Ⅳ	演習	選択必修					2	60	2	60
インターンシップ	実習	選択					2	90	2	90
キャリアプランニングⅡ	演習	選択					2	30	2	30
地域支援実践Ⅲ	演習	選択					2	30	2	30
ホームルームⅢ	演習	選択					—	30	—	30
合計			43	975	38	885	77	2445	158	4305

※こども総合学科の生徒が1年間に履修できる単位は、52単位までとする。
※3年次配当の選択必修科目は、同一種類の2科目（4単位）を修得することを必修とする。

別表1-2　教育課程（カリキュラム）
学校名　大阪こども専門学校
学科　保育科
該当　2024年度入学生より

科目名	授業形態	必修選択	1年次 単位数	1年次 単位時間数	2年次 単位数	2年次 単位時間数	合計 単位数	合計 単位時間数
情報処理	演習	選択	2	30			2	30
ペン字	演習	選択	1	30			1	30
基礎学力演習	演習	選択	2	30			2	30
未来デザインプログラムⅠ	演習	必修	2	30			2	30
英語	演習	選択	2	30			2	30
保育原理	講義	必修	2	30			2	30
教育原理	講義	必修	2	30			2	30
社会福祉	講義	選択	2	30			2	30
保育者論	講義	必修	2	30			2	30
保育の心理学	講義	選択	2	30			2	30
子どもの保健	講義	選択	2	30			2	30
子どもの食と栄養Ⅰ	演習	選択	1	30			1	30
健康	演習	選択	1	30			1	30
人間関係	演習	選択	1	30			1	30
環境	演習	選択	1	30			1	30
言葉	演習	選択	1	30			1	30
音楽表現Ⅰ	演習	必修	2	60			2	60
保育製作Ⅰ	演習	必修	2	60			2	60
身体表現Ⅰ	演習	選択	1	30			1	30
乳児保育Ⅰ	講義	選択	2	30			2	30
障害児保育	演習	選択	2	60			2	60
保育実習指導Ⅰ（保育所）	演習	選択	1	30			1	30
保育実習指導Ⅰ（施設）	演習	選択	1	30			1	30
地域支援実践	演習	選択必修	2	60			2	60
製作表現	演習	選択	1	30			1	30
音楽表現Ⅱ	演習	選択	1	30			1	30
こどものうたⅠ	演習	選択	1	30			1	30
ホームルームⅠ	演習	選択	—	30			—	30
実習指導	演習	選択	2	60			2	60
モチベーション・マネジメント	演習	選択			1	15	1	15
体育（講義）	講義	選択			1	15	1	15
体育（実技）	実技	選択			1	30	1	30
表現	演習	選択			1	30	1	30
言語表現	演習	選択			1	30	1	30
子どもの食と栄養Ⅱ	演習	選択			1	30	1	30
子ども家庭福祉	講義	選択			2	30	2	30
子ども家庭支援論	講義	選択			2	30	2	30
社会的養護Ⅰ	講義	選択			2	30	2	30
子ども家庭支援の心理学	講義	選択			2	30	2	30
子どもの理解と援助	演習	選択			1	30	1	30
保育の計画と評価	講義	選択			2	30	2	30
保育内容総論	演習	選択			1	30	1	30
乳児保育Ⅱ	演習	選択			1	30	1	30
子どもの健康と安全	演習	選択			1	30	1	30
社会的養護Ⅱ	演習	選択			1	30	1	30
子育て支援	演習	選択			1	30	1	30
保育実習Ⅰ（保育所）	実習	選択必修			2	90	2	90
保育実習Ⅰ（施設）	実習	選択			2	90	2	90
保育実践演習	演習	選択			2	60	2	60
教育相談	講義	選択			2	30	2	30
教育の方法と技術	演習	選択			2	30	2	30
音楽表現Ⅲ	演習	選択			2	60	2	60
音楽表現Ⅳ	演習	選択			2	60	2	60
保育製作Ⅱ	演習	選択			2	60	2	60
身体表現Ⅱ	演習	選択			1	30	1	30
保育実習Ⅱ	実習	選択			2	90	2	90
保育実習Ⅲ	実習	選択			2	90	2	90
保育実習指導Ⅱ	演習	選択			1	30	1	30
保育実習指導Ⅲ	演習	選択			1	30	1	30
インターンシップ	実習	選択			2	90	2	90
ホームルームⅡ	演習	選択			—	30	—	30
就職指導	演習	選択			—	30	—	30
合計			44	1020	47	1380	91	2400

※保育科の生徒が1年間に履修できる単位は、52単位までとする。
※「地域支援実践」または「保育実習Ⅰ(保育所)」のいずれか一方の修得を必修とする。

別表1-3　保育士資格取得のための教育課程（カリキュラム）
学校名　　大阪こども専門学校
学科　　保育科
該当　　2024年度入学生より

告示による教科目				学則開設科目			
系列	教科目	授業形態	単位数	左に対応して開設されている教科目	授業形態	単位数 必修	単位数 選択
教養科目	外国語・体育以外	不問	6	情報処理	演習		2
				ペン字	演習		1
				基礎学力演習	演習		2
				未来デザインプログラムⅠ	演習	2	
				モチベーション・マネジメント	演習		1
	外国語	演習	2	英語	演習	2	
	体育	講義	1	体育（講義）	講義	1	
		実技	1	体育（実技）	実技	1	
合計10単位以上開設 合計8単位以上（体育2含む）取得する					合計	6	6
				8単位以上取得する			

告示別表第１による教科目「必修科目」				学則開設科目			
系列	教科目	授業形態	単位数	左に対応して開設されている教科目	授業形態	単位数 必修	単位数 選択
保育の本質・目的に関する科目	保育原理	講義	2	保育原理	講義	2	
	教育原理	講義	2	教育原理	講義	2	
	こども家庭福祉	講義	2	こども家庭福祉	講義	2	
	社会福祉	講義	2	社会福祉	講義	2	
	子ども家庭支援論	講義	2	子ども家庭支援論	講義	2	
	社会的養護Ⅰ	講義	2	社会的養護Ⅰ	講義	2	
	保育者論	講義	2	保育者論	講義	2	
保育の対象の理解に関する科目	保育の心理学	講義	2	保育の心理学	講義	2	
	子ども家庭支援の心理学	講義	2	子ども家庭支援の心理学	講義	2	
	子どもの理解と援助	演習	1	子どもの理解と援助	演習	1	
	子どもの保健	講義	2	子どもの保健	講義	2	
	子どもの食と栄養	演習	2	子どもの食と栄養Ⅰ	演習	1	
				子どもの食と栄養Ⅱ	演習	1	
保育の内容・方法に関する科目	保育の計画と評価	講義	2	保育の計画と評価	講義	2	
	保育内容総論	演習	1	保育内容総論	演習	1	
	保育内容演習	演習	5	健康	演習	1	
				人間関係	演習	1	
				環境	演習	1	
				言葉	演習	1	
				表現	演習	1	
	保育内容の理解と方法	演習	4	音楽表現Ⅰ	演習	2	
				保育製作Ⅰ	演習	2	
				身体表現Ⅰ	演習	1	
				言語表現	演習	1	
	乳児保育Ⅰ	講義	2	乳児保育Ⅰ	講義	2	
	乳児保育Ⅱ	演習	1	乳児保育Ⅱ	演習	1	
	子どもの健康と安全	演習	1	子どもの健康と安全	演習	1	
	障害児保育	演習	2	障害児保育	演習	2	
	社会的養護Ⅱ	演習	1	社会的養護Ⅱ	演習	1	
	子育て支援	演習	1	子育て支援	演習	1	
保育実習	保育実習Ⅰ	実習	4	保育実習Ⅰ（保育所）	実習	2	
				保育実習Ⅰ（施設）	実習	2	
	保育実習指導Ⅰ	演習	2	保育実習指導Ⅰ（保育所）	演習	1	
				保育実習指導Ⅰ（施設）	演習	1	
総合演習	保育実践演習	演習	2	保育実践演習	演習	2	
合計51単位以上取得する					合計	53	0
				53単位取得する			

告示別表第２による教科目「選択必修科目」				学則開設科目			
系列	教科目	授業形態	単位数	左に対応して開設されている教科目	授業形態	単位数 必修	単位数 選択
保育の本質・目的に関する科目		不問	15				
保育の対象の理解に関する科目				教育相談	講義		2
保育の内容・方法に関する科目				地域支援実践	演習		2
				教育の方法と技術	演習		2
				音楽表現Ⅱ	演習		1
				音楽表現Ⅲ	演習		2
				音楽表現Ⅳ	演習		2
				製作表現	演習		1
				保育製作Ⅱ	演習		2
				身体表現Ⅱ	演習		1
				こどものうたⅠ	演習		1
				インターンシップ	実習		2
保育実習	保育実習Ⅱ	実習	2	保育実習Ⅱ（選択必修）	実習	2	
	保育実習指導Ⅱ	演習	1	保育実習指導Ⅱ（選択必修）	演習	1	
	いずれか一方を必修する						
	保育実習Ⅲ	実習	2	保育実習Ⅲ（選択必修）	実習	2	
	保育実習指導Ⅲ	演習	1	保育実習指導Ⅲ（選択必修）	演習	1	
合計18単位以上開設 合計9単位以上取得する（うち保育実習Ⅱまたは保育実習Ⅲを3単位以上）					合計	3	18
				合計9単位以上取得する （必修3単位のほか選択6単位以上取得する）			

別表２－１：大阪こども専門学校　納付金

	こども総合学科	保育科
入学検定料	20,000円	20,000円
入学金	100,000円	100,000円
授業料 （年間）	700,000円	700,000円
施設設備費 （年間）	180,000円	180,000円
教材実習費その他 （年間）※	90,000円～190,000円	100,000円～200,000円

※「教材実習費その他」は学年及び選択科目によって異なる。

別表２－２：大阪こども専門学校　卒業延期者納付金

	卒業延期者
施設設備費（年間）	50,000円
講義科目（1単位）	10,000円
演習科目（1単位）	15,000円
実技科目（1単位）	20,000円
実習科目（1単位）	20,000円

※教材費及び実習材料費等は必要に応じて別途徴収する。

別表２－３：大阪こども専門学校　　科目等履修生納付金

	科目等履修生
登録料（年間）	30,000円
講義科目（1単位）	10,000円
演習科目（1単位）	15,000円
実技科目（1単位）	20,000円
実習科目（1単位）	20,000円

※教材費及び実習材料費等は必要に応じて別途徴収する。